

2014年8月22日

川崎市教育委員会

委員長 嶋 正人様

請願者 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク

世話人 永井 好子

連絡先 〒213-0034 川崎市高津区

特定教科書選定を排除し、「再考」を指示したことを取り消し、

日本史教科書採択の審議を再度することを求める請願

### 1. 請願趣旨

川崎市教育委員会は、川崎市立高等学校の教科書選定にあたって、実教出版「高校日本史 A」（302）を選定してきた二校に対して、「再考」を指示しました。このことは「平成 27 年度川崎市使用教科用図書採択方針」に反します。また、教育への不当な介入に相当します。これを取り消し、各学校の教育課程編成権を尊重し、憲法における生徒の学習権を保障するため公正性並びに市民に対する納得性が得られたこれまでの高等学校教科書等の採択への貴委員会の高い見識—学校及び教職員の専門性に基づいた選定希望を尊重する—を信じ、再度、川崎市教育委員会が教科書採択の審議をすることを求めます。

### 2. 請願理由

- 1) 川崎市教育委員会は、新学習指導要領の3項目をあげて、教科書記述が川崎市の高校生にふさわしくないとの理由をつけて、実教出版「高校日本史 A」（302）を外し、「再考」を指示しました。このことは、教育課程の編成権は学校にあり、その教育課程の実施にあたって重要な役割を果たす教科書は、学校と教職員の専門性に基づき、日々生徒と向き合いその実態を熟知し、学習にふさわしいと教職員が選定した当たり前のことを否定したのです。学校と教職員が選定することは、日本も参加し採択されている国連 ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」に権利として認められていることです。
- 2) 貴教育委員会の「学ぶにふさわしくない」とあげられた3か所の記述についても、教科書検定制度の可否はこじばらくおくとしても、現行法制において教科書記述の適否を判定して検定を行う権限を与えられているのは文部科学省のみであり、そうした権限を持たない地方教育委員会が検定合格した特定の教科書の記述を取りあげて「学ぶにふさわしくない」とするのは越権行為であり、出版妨害行為にもあたります。
- 3) それらの記述が「ふさわしくない」と特定教科書の学校の選定を尊重せず、採択しないとする行為は行政機関の考え方と異なる事柄を子ども・青年の耳目に一切触れさせないようにすることになり、民主主義の根幹をも否定することになります。それらは多様な事実や考え方に接していく中から自らの見方、考え方を形成していく子ども・青年の学習権をうばうものです。
- 4) 教育に対する外部からの不法な政治的暴力的介入を許さず、教育現場を護るのは教育行政機関としての貴教育委員会の責務でありましょう。選定「再考」を指示するなどあってはなりません。再度教育委員会を開催、各学校の選定意見を尊重した教科書採択の審議を行うべきです。そして、貴教育委員会への市民の信頼をとり戻されるよう願っています。

